

入林届 (有害鳥獣捕獲用)

(宛先)

宮崎森林管理署長 殿

接 受 印

有害鳥獣捕獲を実施するため、下記期間に、宮崎森林管理署が管轄する国有林野へ入林したく申請します。

申請年月日	令和 年 月 日		
入林予定の場所 (できるだけ詳細に記載して下さい。)	国有林野名	別添図面に示す区域	捕獲対象鳥獣名及び捕獲方法
	林班等)
			<input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな
入林の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
入林の目的	有害鳥獣捕獲のため		
市町村名	(やまおり線)		
この点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。 なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。			
申請者	氏名	印	
	住所		
担当者	支所名	担当課名	氏名
			TEL番号
チェックして下さい。			
↓			
1	安全のための遵守事項を守ります。	<input type="checkbox"/>	
2	立入禁止区域図を入手し理解しました。	<input type="checkbox"/>	
3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。	<input type="checkbox"/>	
4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。	<input type="checkbox"/>	
5	上記を駆除班の構成員に伝達します。	<input type="checkbox"/>	

1 有害鳥獣捕獲による入林手続きの流れ

- (1) 有害鳥獣捕獲を実施するため国有林に入林しようとする場合は、事前に当該国有林を管理する森林事務所へ駆除区域を示した図面を持参又はファックスして下さい。
- (2) 当該森林官が駆除区域を示した図面へ駆除期間中の立入禁止区域を表示し接受印を押します。
- (3) 入林届、別紙1の構成員名簿及び森林事務所の接受印が押された駆除区域図面を、宮崎森林管理署へファックスにより提出下さい。なお、構成員名簿については、従来の名簿を準用されても結構です。

(宮崎森林管理署 TEL0985-29-2311 FAX0985-29-2314)

- (4) ファックス受理後、森林管理署の接受印を押した入林届(写)をファックスにより返送します。

以上の手続きで入林手続きは完了となります。なお、後日公文で通知をお願いします。

2 入林する場合の注意事項

- (1) 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を駆除班の構成員へ必ず伝達願います。
入林される際は、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。
- (2) 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、安全のための遵守事項及び別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。

3 国有林の境界までを駆除区域とする場合

入林届の提出は不要です。この場合でも、隣接箇所の国有林に作業場所がある場合がありますので、安全上の観点から上記1の(1)、(2)の手続きを行うようお願いします。

4 森林事務所の連絡先

森林事務所	電話番号 (FAX 同じ)	住 所
宮崎森林事務所	0985-85-0064	宮崎市清武町岡1丁目11-10
田野森林事務所	0985-86-0010	宮崎市田野町甲2696-3
屋敷森林事務所	0985-86-0075	宮崎市田野町甲2696-3
高岡森林事務所	0985-82-0117	宮崎市高岡町内山2935-1
野尻森林事務所	0984-44-1020	小林市野尻町東麓1155-2
綾森林事務所	0985-77-0132	東諸県郡綾町大字北俣462
法ヶ岳森林事務所	0985-77-3171	東諸県郡綾町大字北俣462
田代ヶ八重森林事務所	0984-48-2113	小林市須木下田466
夏木森林事務所	0984-48-2038	小林市須木中原1696
内山森林事務所	0984-21-8062	小林市須木中原1696
原森林事務所	0984-48-2007	小林市須木中原1691-20

安全のための遵守事項

有害鳥獣捕獲のため入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業者、

国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

有害鳥獣捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示して下さい。
- 3 銃器による有害鳥獣捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 4 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 5 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に御協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防に御協力下さい。
- 6 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、宮崎森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。

宮崎森林管理署長

銃器による
有害鳥獣捕獲等
実施中
入林時注意